

注意事項

学校施設を利用する際は次のことを必ず守ってください。

【鍵の管理】

学校施設の鍵は、外部からの侵入を防ぐ目的で取り付けています。鍵の管理・開閉については慎重に取り扱ってください

1. 貸与された鍵については、責任をもって管理し、複製や第三者へ貸与は認められません。また、利用許可期間満了後は速やかに教育委員会に返却してください。
2. 鍵の紛失等の理由により、新たに鍵を作成する必要がある場合は、作成に要する費用は全額負担してください（その場合の鍵の所有権は教育委員会にあります）。
3. 鍵の紛失等の理由により発生した損害については、責任をもって原状回復（損害額を賠償）をしてください。

※鍵の管理上の問題で事故・事件が起こった場合は、該当する施設の利用を一時中止する可能性があります。

※貸与した鍵の問題については厳正に対処します。

【施設の利用】

1. 施設内を不潔にしない
2. 許可なく火気を使用しない
3. 飲酒又は喫煙をしない
4. 施設又は設備を破損若しくは滅失させたときは教育委員会に届け出ること
5. 許可を受けた目的以外に利用しないこと
6. 利用許可を受けた施設以外の施設に立ち入らないこと
7. 利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと
8. 近隣の住民の迷惑となるおそれのある行為をしないこと
9. 施設の利用に関し、問題が生じたときは、直ちに学校及び教育委員会に報告すること
10. 安全管理を徹底すると共に、不測の事態に備え、活動に参加する者の傷害保険及び賠償責任保険等に加入するよう努めること。特に児童・生徒が参加する団体については、安全管理を確実にしてください。また、送迎時の事故を防ぐため、駐車場に指導者を配置するなどの十分な対応をとってください
11. 施設及び設備等の利用に際し事故等が発生した場合は、全て利用者の責任において処理すること
12. その他、学校、教育委員会の指示・指導に従うこと

【問題となった事例】

- 利用した備品等の片付けや掃除が行われていない
- 消灯が行われていない（特にトイレの電気の消し忘れがあります）
- 学校敷地内で飲酒又は喫煙や火気の使用を行った
- ゴミを学校敷地内に置いて（又は捨てて）帰った
- 利用中及び終了後、大声・長時間の会話や騒音等により、近隣住民の迷惑となった
- 施設又はバレーボールのネットや窓ガラスなどの備品を壊したが届出がなかった
- 屋内運動場（体育館）の壁にボールを当てて壁を破損した
- 電気料金の納期限を守らない

【学校施設の利用を中止していただく場合】

- 選挙で投票所を開設する場合（開設した施設のみ）
- 災害等で避難所を開設した場合（閉鎖するまで全ての施設）
※閉鎖した翌日から利用可能となります
※気象警報（暴風・大雨等）が出た場合など、活動を行うにあたって危険を伴う可能性がある場合も利用を中止してください。中止する場合は「問い合わせ先」へご連絡ください。
- 学校行事、市の主催行事及び地域行事が行われる場合（該当する施設）
※夏季休業日などにおいて学校の出校日が早まる場合は、利用できない可能性があります。
- その他学校施設の利用を中止すべきと判断した場合（一部又は全ての施設）
※利用中止・再開等のお知らせは、田川市ホームページに掲載しますので、適時確認をお願いします（限定的な中止の場合は、掲載しない場合があります）。
- インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症にかかった場合は、発症後5日間（解熱後2日経過していること）を経過するまでは参加を控えてください。
※新型コロナウイルス感染症の基本的感染対策として、手洗い等の手指衛生や換気などは、引き続き有効な手段です。各自の判断で行ってください。

児童・生徒や利用団体の皆様が気持ちよく使えるように、ご協力をお願いします。

田川市生涯学習学校開放推進事業 Q & A

Q 申請した場合いつから利用できますか

A 申請の結果は、教育委員会から代表者宛に書面で通知します。

なお、申請から許可までに時間を要するため、利用希望日に添えない可能性がありますので、申請は余裕をもって行ってください。

※利用は、許可通知が届くまではできません。また、電気料金が発生する場合は、前納となります。

※申請していない利用日、時間、施設の利用を希望する場合は、再度申請が必要です。

Q 利用するのに使用料はかかりますか

A 学校施設を利用する場合、校舎使用料、電気料金（屋内運動場で照明を利用する場合）が発生します。ただし、本事業で申請する場合は、校舎使用料は免除されます。また、電気料金も「青少年の健全育成に寄与する活動を行う団体」に認定される場合は発生しません。

なお、電気料金は納付書を各団体等に送付いたします。納付書の右側に記入してある金融機関で納入期限（納付書に記載）までに納めてください。

※電気料金は、利用日数×利用時間×220円となります。

Q 青少年の健全育成に寄与する活動を行う団体とはどんな団体ですか

A 主に、青少年の健全育成を主たる目的とする団体であって、幅広く、青少年にスポーツ等の指導を行う団体です。認定を受けるには様々な条件がありますので、田川市ホームページで「田川市生涯学習学校開放推進事業実施要綱」をご確認ください。

※田川市ホームページの閲覧は裏面の二次元コードからできます。

※青少年の健全育成とは、青少年の心と体への健全な発展を促し、自主性、社会性、倫理観を持った豊かな人間性を育むことなどを指します。

Q 団体の都合で利用しなかった日の電気料金は返してもらえますか

A 返金できません。

Q 学校行事などで利用できなかった日の電気料金は返してもらえますか

A 次年度分で相殺します。ただし、還付（返金）することもできます（選挙による投票所、避難所の開設などで利用を中止していただく場合も同様です）。

田川市生涯学習学校開放推進事業の情報発信について

田川市生涯学習学校開放推進事業に伴う情報発信は、原則、「田川市ホームページ及び田川市公式LINE」から行いますので、田川市公式LINEについては必ず登録をお願いいたします。

なお、田川市ホームページの閲覧及び田川市公式LINEの登録方法は以下をご確認ください。

【田川市ホームページの閲覧方法】

二次元コードなどを読み取るか、インターネットの検索画面で、「田川市 学校開放」で検索してください。

- ① 田川市生涯学習学校開放推進事業に伴う学校施設の開放について（申請の流れ等）

URL : <https://www.joho.tagawa.fukuoka.jp/kiji0038426/index.html>



- ② 学校施設の利用中止について（田川市生涯学習学校開放推進事業）

選挙、災害等で学校施設の利用を中止する場合はこちらに掲載いたします。

URL : <https://www.joho.tagawa.fukuoka.jp/kiji0036720/index.html>



【田川市公式LINEの登録】

田川市生涯学習学校開放推進事業に関わる情報（上記、(1)、(2)含む）については、田川市公式LINEに登録いただくことによって、スマートフォンなどに今後はメッセージとして通知されます。

URL : <https://page.line.me/?accountId=tagawa-city>

【登録の方法】

- (1) URL 又は二次元コードを読み取る
- (2) 「トーク」を選択
 - ※「友達登録」をしていない場合、まず「友達の追加」が必要
- (3) メッセージに「学校開放」を入力し、送信
- (4) 「登録する」・「登録を抹消する」と表示が出るため、「登録する」を選択
 - ※初めて利用する場合は、「登録する」を選択後、さらに、「許可する」を選択
- (5) 必要事項を入力し、「送信」を選択

以上で終わりです。

なお、登録を抹消する場合は(4)で「登録を抹消する」を選択し、(5)の手続きを行ってください（詳細は田川市ホームページでも確認できます）。

